

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る
移行期間中の業務の制限等に関する命令の
一部改正について

令和3年10月13日
金融庁・総務省

改正の趣旨・概要

○ 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４６号。以下「改正法」）が令和３年５月１９日に成立。

○ 改正法により、

- ① 銀行法（昭和５６年法律第５９号）及び保険業法（平成７年法律第１０５号）の一部が改正され、銀行及び保険会社は、「銀行業高度化等会社」及び「保険業高度化等会社」のうち一定のもの（以下「一定の高度化等会社」）について、内閣総理大臣の認可（通常認可）を受けて、子会社とすることが可能とされた。
- ② また、郵政民営化法（平成１７年法律第９７号）の一部が改正され、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、一定の高度化等会社について、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けて、子会社とすることが可能とされた。

（参考１）「銀行業高度化等会社」及び「保険業高度化等会社」は、他の子会社対象銀行等及び子会社対象保険会社等を子会社としようとするときの認可（通常認可）とは異なり、銀行及び保険会社がその基準議決権数（銀行は５％、保険会社は１０％）を超えて議決権を取得・保有しようとする際に認可を受けることとしている。

○ これを踏まえ、今般、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」（平成１８年内閣府令・総務省令第３号）の一部を改正し、一定の高度化等会社に係る届出規定を整備するほか、銀行法施行規則（昭和５７年大蔵省令第１０号）及び保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号）における届出規定の整備に伴うものなど所要の整備を行うもの。

（参考２）当該命令の改正案等を本年８月６日～９月６日の間パブリックコメントに付したところ、当該命令の改正案に関する意見・

質問は特段寄せられなかった。改正法は本年 11 月に施行予定。

(参考 3) 郵政民営化法第 123 条第 2 号及び第 151 条第 2 号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、同法第 120 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号又は第 149 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号に規定する内閣府令・総務省令(＝当該命令)の改正等を行うときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府令・総務省令第 3 号）の一部改正案
（傍線の部分は改正部分）（抄）

改正案	現行
（郵便貯金銀行の届出事項） 第十二条 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 銀行法第七条第一項の認可 二 銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第十六条の二第八項若しくは第十四項又は第十六条の四第二項ただし書の承認 三 銀行法第十六条の二第十項又は第二十七条から第二十九条までの規定による処分 四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二条第一項又は第百二十六条の二第一項の認定 第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一～七 略〕 八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十条第一項第二号又は次号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）	（郵便貯金銀行の届出事項） 第十二条 〔略〕 一 銀行法第七条第一項の規定による認可 二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の四第二項の規定による承認 三 銀行法第二十七条、第二十八条又は第二十九条の規定による処分 四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二条第一項又は第百二十六条の二第一項の規定による認定 第十三条 〔略〕 〔一～七 略〕 八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百二十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

改正案	現行
八の二 <u>子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第十五号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第二百二十条第一項第三号に該当する場合を除く。）</u> <u>八の三 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第二百二十条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第八号に該当する場合を除く。）</u> 九 郵便貯金銀行が、<u>現に子会社としている銀行業高度化等会社（銀行法第十六条の二第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を銀行業高度化等会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）とした場合</u> 十 郵便貯金銀行の<u>子会社（新規事業分野開拓会社等（銀行法施行規則第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十三号並びに第六項において同じ。）又は事業再生会社（同条第十二項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第十三号並びに第六項において同じ。）の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第二百二十条第一項第三号に該当する場合を除く。）</u> <u>十一 銀行法施行規則第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業</u>	八の二 <u>銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合</u> [号を加える。] 九 郵便貯金銀行が<u>その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合</u> 十 郵便貯金銀行の<u>子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第二百二十条第一項第三号に掲げる場合を除く。）</u> [号を加える。]

改正案	現行
再生会社（郵便貯金銀行の子会社であるものに限る。）の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第二十六号において同じ。）又は関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百十一条第一項の認可を受けて郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社（銀行法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定める会社以外の銀行業高度化等会社をいう。第十三号及び第十六号の二において同じ。）である場合を除く。） <u>十二</u> 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合 <u>十三</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が、<u>他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社及び銀行法施行規則第十七条の七の三第一項に規定する特例事業再生会社を除く。）</u>の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が郵便貯金銀行の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。） [号を削る。]	[号を加える。] <u>十一</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が、<u>銀行法施行規則第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合</u> <u>十二</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の

改正案	現行
<u>十四</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった<u>国内の会社</u>の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合 [号を削る。] [号を削る。]	規定により認可を受けている場合、法第百十三条第一項の規定により認可を受けている場合（第七条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第三項の規定により認可を受けている場合（第八条第一項第九号又は第十二号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第五項の規定により認可を受けている場合（第九条第一項第七号又は第八号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百二十条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十四号に掲げる場合を除く。） <u>十三</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった<u>国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）</u>の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十五号に掲げる場合を除く。） <u>十四</u> 銀行法施行規則第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百十一条第一項の規定による認可に伴い郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。） <u>十五</u> 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場

改正案	現行
<u>十五</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する<u>子会社対象会社</u>（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の<u>特殊関係者</u>（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象金融機関等（法第百十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第百二十条第一項第五号に該当する場合を除く。） <u>十六</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象金融機関等（当該郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（子会社対象金融機関等に限る。）が当該子会社対象金融機関等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。） <u>十六の二</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（当該郵便貯金銀行の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となったことを知った場合 [十七・十八 略] <u>十九</u> 劣後特約付金銭消費貸借（銀行法施行規則第三十五条第一項第三十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号	合 <u>十六</u> 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する<u>会社</u>（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の<u>特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合</u> [号を加える。] [号を加える。] [十七・十八 略] <u>十九</u> 劣後特約付金銭消費貸借（銀行法施行規則第三十五条第一項第二十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号

改正案	現行
において同じ。)による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（<u>同項第三十二号</u>に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合	において同じ。)による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（<u>銀行法施行規則第三十五条第一項第二十二号</u>に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合
[二十～二十五 略]	[二十～二十五 略]
二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。）が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合	二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等（<u>銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。</u>）であって連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。）が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合
[二十七 略]	[二十七 略]
[2～4 略]	[2～4 略]
5 <u>第一項第十四号</u>に掲げる場合において、<u>銀行法第十六条の二第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。</u>	5 <u>第一項第十一号又は第十三号</u>に掲げる場合において、<u>銀行法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。</u>
6 <u>第一項第十三号から第十六号の二までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。</u>	[項を加える。]
<u>7</u> <u>銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号及び第十三号</u>	<u>6</u> <u>銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十四号</u>

改正案	現行
<u>から第十六号の二まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。</u> (郵便保険会社の届出事項) 第二十七条 法第百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 保険業法第八条第一項の<u>認可</u> 二 保険業法第百条の三ただし書、第百六条第八項若しくは<u>第十四項若しくは第一百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の承認</u> <u>三 保険業法第百六条第十項、第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分</u> <u>四 保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令</u> 五 預金保険法第百二十六条の二第一項の<u>認定</u> 第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～五の二 略] 六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の<u>会社を子会社とした場合</u>(法第百四十九条第一項第二号又は次号の規定により届出をしなけ	<u>まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。</u> (郵便保険会社の届出事項) 第二十七条 [略] 一 保険業法第八条第一項の<u>規定による認可</u> 二 保険業法第百条の三ただし書、<u>第百六条第五項若しくは第一百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認</u> <u>三 保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令</u> <u>四 保険業法第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分</u> 五 預金保険法第百二十六条の二第一項の<u>規定による認定</u> 第二十八条 [略] [一～五の二 略] 六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の<u>会社</u>(法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をし

改正案	現行
<u>ればならない場合を除く。)</u> 六の二 <u>子会社対象会社（保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第十三号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。）</u> 六の三 <u>子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第百四十九条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第六号に該当する場合を除く。）</u> 七 <u>郵便保険会社が、現に子会社としている保険業高度化等会社（保険業法第百六条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を保険業高度化等会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）とした場合</u> 八 <u>郵便保険会社の子会社（新規事業分野開拓会社等（保険業法施行規則第五十六条第十四項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。）又は事業再生会社（同条第十四項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。）の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。）</u> <u>九 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三</u>	<u>なければならぬとされるものを除く。)</u> を子会社とした場合 六の二 <u>保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合</u> [号を加える。] 七 <u>郵便保険会社がその子会社の議決権を取得し、又は保有した場合</u> 八 <u>郵便保険会社の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百四十九条第一項第三号に掲げる場合を除く。）</u> [号を加える。]

改正案	現行
項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（郵便保険会社の子会社であるものに限る。）の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（同条第四項に規定する関連法人等をいう。）を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の認可を受けて郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業保険業高度化等会社（保険業法第百六条第四項に規定する内閣府令で定める会社以外の保険業高度化等会社をいう。第十一号及び第十四号の二において同じ。）である場合を除く。） <u>十</u> 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合 <u>十一</u> 郵便保険会社又はその子会社が、<u>他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等会社及び保険業法施行規則第五十八条の七第一項に規定する特例事業再生会社を除く。）</u>の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が郵便保険会社の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。） [号を削る。]	[号を加える。] <u>九</u> 郵便保険会社又はその子会社が、<u>保険業法施行規則第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合</u> <u>十</u> 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の

改正案	現行
<u>十二</u> 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合 [号を削る。] [号を削る。]	規定により認可を受けている場合、法第百四十一条第三項の規定により認可を受けている場合（第二十二条第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第七項の規定により認可を受けている場合（第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十九条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。） <u>十一</u> 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十三号に掲げる場合を除く。） <u>十二</u> 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。） <u>十三</u> 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

改正案	現行
<u>十三</u> 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する<u>子会社対象会社</u>（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象保険会社等（保険業法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第百四十九条第一項第五号に該当する場合を除く。） <u>十四</u> 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象保険会社等（当該郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象保険会社等に限る。）が当該子会社対象保険会社等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。） <u>十四の二</u> 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（当該郵便保険会社の子会社及び他業保険業高度化等会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業保険業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業保険業高度化等会社となったことを知った場合 [十五 略] <u>十六</u> 劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則<u>第八十五条第一項第二十一号</u>に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後	<u>十四</u> 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する<u>会社</u>（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の<u>特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合</u> [号を加える。] [号を加える。] [十五 略] <u>十六</u> 劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則<u>第八十五条第一項第十二号</u>に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特

改正案	現行
特約付社債（<u>同項第二十一号</u>に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合 十七 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。） [十八～二十一 略] [2～4 略] 5 <u>第一項第十二号</u>に掲げる場合において、保険業法第百六条<u>第一項第十三号から第十五号</u>までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、<u>同項第十三号</u>に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。 <u>6</u> <u>第一項第十一号から第十四号の二</u>までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。 <u>7</u> 保険業法第二条第十五項の規定は、<u>第一項第九号及び第十一号から第十四号の二</u>まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。	約付社債（<u>保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号</u>に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合 十七 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。） [十八～二十一 略] [2～4 略] 5 <u>第一項第九号又は第十一号</u>に掲げる場合において、保険業法第<u>百六条第一項第十三号</u>に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、<u>同号</u>に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。 [項を加える。] <u>6</u> 保険業法第二条第十五項の規定は、<u>第一項第九号から第十二号まで及び第十四号</u>に規定する議決権について準用する。

以下、ご参考

（参考）郵便貯金銀行に係る規定と郵便保険会社に係る規定は基本的に平行であるため、以下では郵便貯金銀行に係る改正を記載。

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）による銀行法（昭和56年法律第59号）の改正（抄）

改正後	現行
（銀行の子会社の範囲等） 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～<u>十四</u> （略） <u>十五</u> 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは<u>地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社</u> <u>十六・十七</u> （略） 2・3 （略） <u>4 銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第十六条の四第四項第一号、第五十三条第一項第三号及び第六十五</u>	（銀行の子会社の範囲等） 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～<u>十二の二</u> （略） <u>十二の三</u> 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務<u>又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社</u> <u>十三・十四</u> （略） 2・3 （略） <u>4 第一項の規定は、銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持</u>

改正後	現行
<u>条第六号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</u>	<u>株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</u>
5 （略）	5 <u>銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。</u>
6 <u>銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。</u> 一 <u>当該銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社（同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第十六条の四第一項において「特例持株会社」という。）又は外国の会社であつて</u>	6 <u>内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。</u> 一 <u>当該銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、</u>

改正後	現行
<u>持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務（第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項及び第五十二条の二十三において同じ。）のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合</u> 二 <u>当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）</u> 7 （略）	<u>所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。</u> 二 <u>当該銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。</u> 7 <u>銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び第十六条の四第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に關す</u>

改正後	現行
<u>8 銀行は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。</u> <u>9 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。</u> <u>一 銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる</u>	<u>る法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</u> <u>8 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</u> <u>9 第七項の規定は、銀行が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。</u>

改正後	現行
<u>場合</u> 二 <u>銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合</u> 10 <u>内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。</u> 一 <u>当該銀行が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合</u> 二 <u>当該銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合</u> 11 (略)	10 <u>銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</u> 11 <u>第一項第十一号又は第七項の場合において、会社が銀行等又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、当該従属業務を営む会社の当該銀行等又は当該銀行からの当</u>

改正後	現行
12 (略) 13 <u>第四項の規定は、銀行が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)</u>に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社(その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)<u>を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)</u>に該当する子会社としようとするときについて準用する。 14 <u>銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。</u> 一 <u>現に子会社としている第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合</u> 二 <u>現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)</u><u>を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六</u>	<u>該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して内閣総理大臣が定める。</u> 12 <u>銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」とする。</u> (新設) (新設)

改正後	現行
<u>項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)</u> <u>15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。</u> <u>16 (略)</u>	(新設) (新設)

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４６号）による郵政民営化法（平成１７年法律第９７号）の改正（抄）

改正後	現行
（子会社保有の制限） 第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法<u>第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）</u>）にあつては、郵便貯金銀行又はその<u>子会社が</u>、合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。 ２ 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法<u>第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社（同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）</u>）にあつては、郵便貯金銀行又はその<u>子会社が</u>、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となった子会社対象金融機関等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象金融機関等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。	（子会社保有の制限） 第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法<u>第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社</u>）にあつては、郵便貯金銀行又はその<u>子会社が</u>合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。 ２ 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法<u>第十六条の二第八項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社（同条第一項第十二号の三に掲げる会社</u>）にあつては、郵便貯金銀行又はその<u>子会社が</u>合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となった子会社対象金融機関等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象金融機関等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

改正後	現行
3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、<u>現に</u>子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象金融機関等に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。 4 郵便貯金銀行は、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社（郵便貯金銀行の子会社及び同項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 5～8 （略） 9 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。）を専ら営む会社及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。	3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、<u>その</u>子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象金融機関等に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。 4 郵便貯金銀行は、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社（郵便貯金銀行の子会社及び同項第十二号の三に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。 5～8 （略） 9 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

○銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）の一部改正案（抄）

改正案	現行
（届出事項） 第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一～七 略〕 八 銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（<u>他業銀行業高度化等会社</u>にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその<u>基準議決権数</u>を超える議決権を保有する会社。第十二号において同じ。）とした場合（法第五十三条第一項第二号の規定又は<u>第十号の規定</u>により届出をしなければならない場合を除く。） 〔九 略〕 <u>十 子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十九号において同じ。）</u>以外の外国の<u>会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）</u>を子会社としようとする<u>場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）</u> <u>十一 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法</u>	（届出事項） 第三十五条 〔略〕 〔一～七 略〕 八 銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（<u>銀行業高度化等会社</u>にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその<u>基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）</u>を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第五十三条第一項第二号の<u>規定</u>により届出をしなければならない場合を除く。） 〔号を加える。〕 <u>八の二 法第十六条の二第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）</u>以外の外国の<u>会社</u>を子会社としようとする<u>場合</u> 〔号を加える。〕

改正案	現行
第五十三条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第八号に該当する場合を除く。) [号を削る。] <u>十二</u> その子会社(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行つた場合(法第五十三条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。) [<u>十三</u> 略] [号を削る。] [<u>十四</u> 略] <u>十五</u> 第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(銀行の子会社であるものに限る。))の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合(新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。)	<u>九</u> その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合 <u>十</u> その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(法第五十三条第一項第三号の場合を除く。) <u>十の二</u> 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合 <u>十の三</u> 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(前二号の場合を除く。) [号を加える。] [号を加える。]

改正案	現行
[号を削る。] <u>十九</u> 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する<u>子会社対象会社</u>（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第五十三条第一項第五号に該当する場合を除く。） <u>二十</u> 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象銀行等（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者（子会社対象銀行等に限る。）が当該子会社対象銀行等に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。） <u>二十一</u> 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（当該銀行の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は銀行の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合 <u>[二十二～四十三 略]</u> [2～9 略] 10 <u>第一項第十八号</u>に掲げる場合において、法<u>第十六条の二第一項第十二号から第十四号</u>までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の子	<u>十五</u> その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合 <u>十六</u> 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する<u>会社</u>（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の<u>特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合</u> [号を加える。] [号を加える。] <u>[十六の二～三十一 略]</u> [2～9 略] 10 <u>第一項第十一号又は第十三号</u>に掲げる場合において、法<u>第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二</u>に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社

改正案	現行
会社に該当しないものとみなし、<u>第三項第十五号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。</u> <u>11</u> 第一項第十七号から第二十一号までに掲げる場合において、第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第七項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第十四号から第十八号までに掲げる場合において、第三十四条の十六第十項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第五項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。 <u>12</u> 法第二条第十一項の規定は、<u>第一項第八号、第九号、第十三号、第十五号及び第十七号から第二十一号まで、第三項第五号、第六号、第十号、第十二号及び第十四号から第十八号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。</u>	は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、<u>第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。</u> [項を加える。] <u>11</u> 法第二条第十一項の規定は、<u>第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。</u>

○郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

※ 一部改正部分を含む（改正部分は傍線部分）。

（届出事項）

第二百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 （略）

二 銀行法第十六条の二第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社（子会社対象金融機関等（第百十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。）を子会社としようとするとき。

三 その子会社が子会社でなくなったとき（第百十三条第三項又は第五項の認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）、又は子会社対象金融機関等に該当する子会社が当該子会社対象金融機関等に該当しない子会社になったとき（第五号に該当する場合を除く。）。

四 （略）

五 この節の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 （略）

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第二百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第九項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(届出事項)

第百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 保険業法第百六条第一項第十二号から第十五号までに掲げる会社（子会社対象会社（第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。）を子会社としようとするとき。

三 その子会社が子会社でなくなったとき（第百四十一条第三項又は第七項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は会社分割をしたときを除く。）、又は子会社対象会社に該当する子会社が当該子会社対象会社に該当しない子会社になったとき（第五号に該当する場合を除く。）。

四 (略)

五 この節の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 (略)

七 保険業法第百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 (略)

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第九項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。